



令和元年と介護サービス その 2 ー東京オリンピックと介護・福祉サービスー

特定非営利活動法人 福祉オンブズおかやま

理事長 坂本 圭

新しい幕開けを告げる「令和元年」もあっという間のスピードで過ぎ去り、もう過去のように感じているのは私だけでしょうか。「令和 2 年」を迎え、会員の皆様におかれましては新年をどのように迎えましたでしょうか。

さて、今回のタイトルは前回のタイトルに急遽「その 2」を付けました。前回、介護保険制度 20 年を簡単にふりかえり、給付対象範囲の縮小といった制度改革が行われ、被保険者（利用者）にとって益々使いにくい制度となっていることを指摘いたしました。今回は、その制度改革の 1 つについて皆さんと考えていきたいと思います。

今回取り上げるのは、2015 年の制度改革の 1 つです。その内容は、要支援 1・2 に認定された高齢者が利用していた訪問介護と通所介護が、介護保険の対象外となり各市町村が行う地域支援事業に移行されたというものです。この結果、お住まいの市町村によっては今までの介護保険から給付されていたこれらのサービスと同じだけサービスが今後受けられるのか、その様な疑問や意見があちこちで聞かれるようになりました。

もともと地域支援事業とは、厚生労働省の言葉を借りると「被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的・・・」と明記されています。私事ですが、現在、県内各市町村の地域支援事業を分析しています。その結果、予防というにはほど遠く、要介護・要支援認定者が増えれば増えるほど地域支援事業費は増えるという結果になりました。つまり、国は地域支援事業で新たに要介護・要支援認定者の給付をさせることを意図しており、裏を返せば増え続ける介護保険の費用を市町村に肩代わりさせていることを示しているのです。

タイトルに戻りますが、令和 2 年 1 月 1 日、新国立競技場の柿落としとして天皇杯サッカー決勝が行われました。今年はオリンピックも開催されます。介護・福祉サービスにはお金がかかりすぎると言い続けられている一方、これらの開催には惜しみなく税金などが使われていると言った現象に直面したとき、我々には最終的にそれらへいくらの税金が使われ、その金額は適正だったのか、監督する責任があるのではないのでしょうか。

第8回 福祉オンブズ相談員養成講座報告

2019年11月17日（日）と11月24日（日）の2日間、「第8回福祉オンブズ相談員養成講座」が行われました。今回はのベーシックコース2人、全コース3人の受講生がおられました。

今回の講座も「福祉オンブズ」の基本的位置づけを説明する講座、そして「利用者」「家族」「労働者」の権利擁護に視点をおいた講座をまとめた講義編（ベーシックコース）と、「相談援助」と「事例検討」をまとめた相談演習編（アドバンスコース）で開催させていただきました。今回の開催報告は講座編を中心にご報告いたします。

なお、今回の養成講座の経費については「平成31年度人権啓発活動補助金事業」として岡山市より助成を受けております。

講座概要

1日目：ベーシック（講義）コース

◇「福祉サービス利用者の権利擁護」

講師：伴徹さん（手話指導士）

◇「福祉オンブズとは」 講師：藤井宏明さん （福山平成大学 福祉健康学部 福祉学科 准教授）

◇「福祉サービス利用者家族の権利擁護」

講師：景山富久子さん（公益社団法人認知症
の人と家族の会岡山県支部 副代表）

◇「福祉サービス労働者の権利擁護」

講師：森本忠春さん
（岡山県医療労働組合連合会 書記長）

2日目：アドバンス（相談演習）コース

・「相談援助の理論」・「相談援助の技術」

講師：堀川涼子さん
（美作大学生生活科学部社会福祉学科 教授）

・「事例検討会①」・「事例検討会②」

講師：藤井宏明さん（同上）

以下に今回ご登壇いただいた「利用者」「家族」「労働者」の権利擁護についての講座内容の一部を紹介します。

講座「福祉サービス利用者の権利擁護」

講師：伴 徹さん（手話指導士）

伴さんは子どもの頃の寄宿中に岡山盲ろう学校で火災に遭われました。昭和25年12月20日に起きたその火事で16人のろうの生徒が犠牲になりました。伴さんはその中で九死に一生を得ました。なぜ、耳の聞こえない子どもたちが命を落とさないといけなかったのか、を手話と口話を交えながら話してくれました。

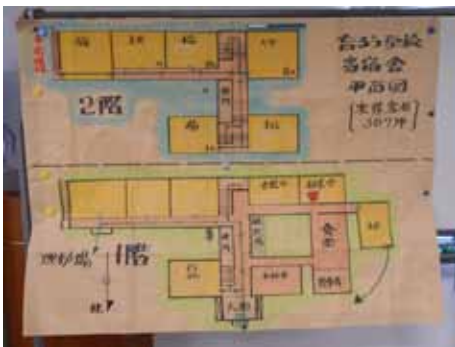
・私は、（湯原と板書しながら）温泉の近くで生まれました。・・・私は4歳のときに聞こえなくなりましたが、そのことは覚えていません。「聞こえた」という記憶は全くありません。

・当時の岡山ろう学校は、（岡山市の）西古松・・・大元（宗忠）神社のすぐ近くにありました。今は東岡山駅のそばに岡山ろう学校がありますが、当時は西古松にあったので湯原から移ってきました。

・遠すぎて通えなかったから、私は寄宿舎に入りました。バスで最寄りの駅まで行って、新見駅に乗り換えて・・・岡山駅で降りて・・・大元駅まで行って・・・6時間はかかりました。今だっ

たら車ですぐに行けるけれども。

- ・当時の盲ろう学校には、目が見えない生徒と私たち聞こえない人が一緒にいました。私たちと同じように、（自宅から）遠くて通えない目の見えない生徒も寄宿舎に入っていました。
- ・学校と寄宿舎の周りにはお堀があって、周りが田んぼでした。そばには宇野線が走っていて、大元駅や大元神社まで遊びに行こうとする私たちをいつも先生たちが見張っていました。
- ・親と一緒に暮らしている子どもは、掃除も洗濯も親任せだけど、寄宿舎にいる子どもたちは全部しないといけない。小さい子どもたちは、洗濯は無理でした……。掃除ぐらいなら大丈夫だけど。それで、親が着替えを1週間に1回持って帰っていました。
- ・寮母（寄宿舎で生徒たちの生活支援をする職員）が、ろうの生徒72人に対して3人、盲の生徒53人に対して5人がついていました。寄宿舎には部屋がいっぱいあるわけなので、生徒たちの面倒は高等部3年生もみていました。



- ・私が小学校3年生の時に、寄宿舎の部屋が1階から2階に変わりました。「目が見えない生徒には階段が危ない。」という話があって、耳が聞こえない生徒は2階に上がりました。でも、2階は日当たりもいいし、眺めもいいと嬉しかったのを覚えています。
- ・学校関係者は、耳が聞こえない生徒は「目に見えるのだから」と、視覚障害よりも障害程度が軽いと思っていたようでした。この頃には、

情報保障に関する考え方が希薄だったことから、寄宿舎の部屋替えといった取り組みがされていたようでした。そして、悲劇の日を迎えてしまいます。

- ・冬はとても寒かった。暖房は火鉢だけ。布団の中にいてもまだ寒い。でも、布団の中にいるといつの間にか温かくなって。そして、昭和25年12月20日午前2時15分に火事は起こりました。
- ・（その夜に）私がどうして目が覚めたかという、先輩に（ゆすって）起こしてもらったからです。でも、一度は目が覚めましたが、（眠たいし、寒かったので）また布団に潜ってしまいました。（寄宿舎は火事が原因で停電していたので、逃げる時には）電気が駄目になっていてとても暗かった。私は2階の藤の部屋（階段からもっとも遠い部屋）にいました。火元は1階で、階段から煙がいっぱい上がってきたのを見て、逃げられないと思いました。靴が玄関にあるので、取りに行くことができない。



- ・（逃げる時には）煙がもうもうと上がってきました。でも、非常階段があるけど逃げられないと思った。非常扉には泥棒が入らないように釘が打ってあるのを記憶していたので、逃げられないと思っていました。私が部屋でウロウロしているときに、先輩が手を引っ張って、逃げ出してくれました。先輩は小さい子どもたちを引っ張って逃げてくれました。私も偶然手を引っ張られて無事に逃げることができました。

- ・当時、空気は乾ききっていました。寄宿舎も木造で作ってありました。（学校の周りはお濠だったけど）水も溜まっていませんでした。消防車が数台来ましたが、（お濠の水がなかったので消防用の）水がかけられませんでした。

命からがら逃げた伴さんたちは、焼け跡に戻ってきました

・学校に行くと、みんな燃え尽きていました。あとはくすぶっているだけ……。周りは消防や警察の人たちが来ていました。

・耳の聞こえない生徒が 16 人も亡くなられて、目が見えない人は全員無事に逃げ出せた。(実際に) 目が見えない人は早く行動を起こすことができましたが、(それまでは) 周りからは目が見えない人の方が障害が重く見えていました……。ろうの人は耳が聞こえないけど目が見える……。でも火事が起きたときは、見える火事は分かって、「火事だ!!」という叫び声は聞こえない。しかも、あの時は、(夜中なのに) 電気が消えていて暗かったし、情報が入らない。

・16 人も死んでしまったことは、当時は仕方ないと思っていました。でも、大きくなるにつれていろいろと考えて何とか助ける方法があると、全国に語り歩くようになりました。

・避難訓練もきちんとしていれば、16 人も死なずにすんだと思います。当時の校長先生が「避難訓練をしました。」と言っていたが、それは訓練ではありませんでした。消防車はきましたが、実際に逃げる避難訓練はなかったです。自前に、きちんと避難訓練をやっておけばよかったと思いました。それをこの火事をきっかけにみんなに知ってもらおうと思って話をしました。

伴さんは、現在も当時の出来事を語りながら耳の聞こえない人の防災活動にも積極的な発言をしています。「自助」「共助」「公助」という考え方がありますが、このうち「自助」と「共助」は耳の聞こえない当事者やその周囲の人たちによる助け合いを意味していますが、これには限

界があります。やはり、行政による支援体制が構築された「公助」がないと、災害時を含め、普段の日常生活でも困ることが出てきます。耳の聞こえない人を含め、みながお互いに何を必要としているかを想像することが大事だと教えてくれました。

また、伴さんからは耳の聞こえない人とのコミュニケーションについても助言をいただきました。ろうの人と話すときに手話を学んでから話そうとすることはいいことだけど、手話を勉強していないからといってかかわることに距離を置く必要もありません。手話は確かに「手で話す言葉」と書いているので間違いではありません。ですが、手話は手先だけでする言語ではなく、体全体でする言語です。もし、あなたが手話が分からなくても首を縦や横に振ること、手を振ったり×印のジェスチャーをすることでも伝わります。伝えようという意味を持つことが大事なのです。伴さんの講座からさまざまな学びを受けることができました。

受講生からの感想

「盲ろう学校の寄宿舎の火事については今回初めて知りました。学生時代に学生寮やキャンパスで盲ろうの方と一緒に生活や勉強をしていたが、伴さんの話を聞くことが出来て久しぶりに間近でろうの方が困っていること、どう対応してほしいのか等あらたな発見ばかりでした。」

「昭和 25 年の盲ろう学校の火事のことには知りませんでした。現場におられた伴さんから話を聞き、福祉について考えるうえで、非常に大切な内容でした。また手話についての勉強もしてなかったのですが、まずいかなと思っていたのですが、コミュニケーションは体全体でするもの、目と目を合わせてすることが大切だと学びました。」

講座「福祉サービス利用者家族の権利擁護」

講師：景山富久子さん（公益社団法人認知症の人と家族の会岡山県支部 副代表）

「認知症の人と家族の会」岡山県支部の副代表である景山さんにお話をいただきました。景山さんは認知症のある家族を介護した体験をお持ちです。そして、その体験をもとに同じように困難を抱えている家族への相談活動を続けてこられました。今回の講座では、認知症の家族をもつ人への寄り添いは相談活動によって実を結ぶことを教えてくれました。

・影山ですよろしくお願いします。私は介護や医療福祉の専門家ではありません。親を介護したと、ただそれだけのことであちこち講演を頼まれたり、相談をしたりしています。

・高校生のときに心理学に興味があったんですよ。心理学の大学に進みたいと先生に言ったら、あんた心理学じゃ金にならんよと（笑）言われました。あんた教員になられえと。教員だったら子どもの心理も学ぶし、役に立つしと言われて教員の仕事に就きました。

・教員になって20年。ところがですね、私の家庭の事情と、結婚しようと思った人の関係がちょっと複雑で、これを話すと朝までかかるので（笑）省略します。私の両親と夫の母親と、私たちの子どもの7人家族40年暮らしました。

・その中で一番問題だったというのが夫の母の認知症でした。夫の母の認知症に付き合ったその頃に、「認知症の人と家族の会」岡山県支部の立ち上げするような状況であるきっかけにかかわることになりました。

・こういう会を立ち上げて、20年になるんです。20年ちょっとの間に何をしたかという、一番大事だったのは相談活動だったと思います。家族会ができて、会員さん対応で自分の家の電話

をオープンにしたり・・・、最初の世話人さんがみんなそうしていました。

・それからだんだんと社会に認められてきて一般に知られるようになってきて、それから新聞に出たり、講演に出たり、県や市と繋がるようになって・・・コールセンター1）ができたり。

1）＜おかやま認知症コールセンター＞086-801-4165（はれて一番 良い老後）

・今一番大事にしているのは個人面談です。個人面談ってとても難しいんです。私は、普通の日も連絡を取り合っただけで話を聞きます。1人に対して2時間3時間4時間と・・・かかっても、とにかく相談される方が納得されるまで何回も話を聞く。

・困ってる人の話をしっかりと聞くのは本当に大事なことで、白髪が増えても、こういう年齢になっても頑張ろうというふうに思っているんですね。



現在の「認知症の人と家族の会」が出来たころはまだ世間では認知症に関する偏見や差別が多く存在していました。その偏見を取り除くことは、本人のみならず家族にとっても大事な意味を持っています。景山さんからは当時のお話も聞くことが出来ました。

・1980年に「ボケ老人を抱える家族の会」というのが京都で結成されたんです。公務員になる方がね・・・本当の自分の母親ではないんですが、地震で一家全滅っていうか、子ども2人が生き残って、親戚にかわいがってもらって、そうやってもらった人が認知症になって。その方が何人かを募って、家族の会を結成しちゃった。

それから、どんどんいろんな県に支部ができて、1998年に岡山県支部ができたの。

・さっき言ったように私はここで加わりました。それからよく皆さんご存知の2000年に介護保険制度ができた。少しは助かったかな、と思ったんですけども・・・。

・その時代はですね、(認知症のことを)「呆け」とか「痴呆」とか呼ばれていました。痴呆という言葉は、ちょっといけんのじゃないかなというので2004年に「認知症」と変わりました。本当を言えば正確な名前ではないんですけども。そこで、家族の会の名前も「認知症の人と家族の会」と変えました。

・当時は、呆けたら何も分からなくなると思われていました。漫才みたいに「呆けた方が勝ち」と認知症を見下したような雰囲気がありました。だけど、だんだん考え方が変わってきて、・・・2004年に国際会議が京都で開かれたんですよ。私も行ってきたんですけども。

当時4000人以上の人が海外から66ヶ国参加があって。その年に初めて22人の当事者が壇上に立って、みんなの前で講演をしたんですよ。

・当時者を壇上に上がってもらって、(認知症のある)本人たちの言うことを聞かないといけな

いんじゃないかと。そういう感じになって。
・それから間もなく、岡山県のあちこちで当事者の話を行う講演会を始めました。それを聞きつけた認知症介護研究センターの仙台研修センターが日本の認知症の指導者を作っていく協力をしてくれんかと。そのために教材用のDVDが必要だった。そこでうちの会員さんを使って、DVDを撮ろうじゃないかと。本人だけじゃなくて家族の思いも聞こうじゃないかと。

・人権問題として(認知症のことを)考えてみると、本人(は分からなくなっているから)を置いていて周りの人たちが「ああだ」「こうだ」というのは間違っている。本人の言い分を聞こ

うじゃないか。それから本人に対して在宅でいつもかかわっている家族の思いも聞いてみようじゃないかと・・・。」

認知症の人を介護する家族には看取った方々も多くおられます。そのような方々は自身も年齢を重ねていく中で自分自身の老いを感じていく、そして自分も親と同じように認知症になっていくのではないかと感じる人たちも少なくないとお話も出てきました。老々介護が常識となりつつある在宅介護の現状では、介護者は自分もいつ介護を必要とする存在に変わっていくか分からないといった恐れがあると教わりました。

・このDVDに登場した二人は自分自身の認知症の体験を話されていましたが、実は長い間、認知症の親を介護してこられてきました。(家族の介護を通じて)認知症とはどんなものかを知っているから、自分も認知症の症状が出てきたことにとても恐怖を感じている。

・自分も認知症の親のことを(介護を通じて)知っているから、(自分に認知症の疑いがかかった時に)非常に恐怖を感じている。そういった方が増えてるんですけどね。

認知症への理解を広めるキャンペーンはかつてないほどに行われています。それはそれでよいことですが、それは同時に家族の戸惑いを増すことにもつながっています。

・在宅介護の実態と介護家族の理解というところで・・・、本人も困るんですけども、特に在宅で介護をしている家族の思いというのもこれはセットになってるんで。

・認知症への理解というかな。(以前に比べると)認知症に関する情報がテレビやマスコミから、また家族がいろんな雑誌やインターネットで調

べたりして、ものすごい情報が出てるんですね。
・あれだけ情報を与えられると良いことがあるかもしれないけれども、悪いことも同じぐらいあって・・・、情報過多になってね。今一番困ってるのが「介護についてこうすべきだ」「介護がこうあるべきだ」という方法はね、例えば「同じことを何度も言ったとしても、上手に流して、次の展開につなげていけばいいんだ」と・・・、方法はね、いっぱい情報があるんですよ。ところができない。

・なんでできないかという、これは特に血のつながりの強い・・・「こうあるべきだ」よりかつてのその人のイメージが頭の中にあって、「こんな人がこうなってしまった」という悲しさとかいろんなもの（感情）が先に出てしまうから教科書どおりにはいかないんですよ。

・そういう悩みが非常に強くて、以前から相談が少なくなったかといえば大間違い。今の方が多くなってきている。

そして、家族の立場は専門家の視点もぐらつかせることがあります。認知症の研究やケアのことが専門職の中でも広く理解してこられたとはいえ、実際に家族の問題として体験をしてみようと、これまでしてきたことは何だったんだと自問自答をすることにも陥りかねません。

・介護士さん、看護師さん、専門科の医者まで、私のところには相談に来ます。こないだもある大きな病院に行って、講演させてもらったんですけどその院長先生が最後の挨拶に「景山さん今日の話、（認知症の人と過ごすことについて）よくわかるようになったと。」何でかいうと、その院長の母親も認知症があって家で介護をしている。だけど、うまく対応ができない、「今までの自分の医療は何だったんだ」と。

・身内にこういった状況があるということを知ってから対応に理解ができ始めたと。

景山さんからは、専門家ですら困惑させてしまう「認知症の人の家族」の体験を分かりやすく解説していただきました。家族にとって何を共感してほしいのか、どんなことにつらさを感じるのか、まだまだ学びに終わりが無いことを教えていただきました。

感想

「20年の実績のお話すごいなと思いました。相談が大事・・・確かに。体験話、本人の話は理解しやすい、認知症は一人一人違う、在宅の場合は後始末ばかり、大変さが分かります。」

講座「福祉サービス労働者の権利擁護」

講師：森本忠春さん

（岡山県医療労働組合連合会 書記長）

一日目の最後の講座は、労働問題についてです。福祉オンブズおかやまでも労働者の相談は筆頭にくる案件です。森本さんも言われるように、労働者の権利が守られないことは利用者を大切にできない事業所にさせる要因となり得ます。そこで、介護福祉事業所が陥りがちな労働問題を教えてもらいました。

・「福祉サービス労働者の安全と健康が利用者の安全を守る」ということで、説明させていただこうと思います。

・違法3点セットがあります。介護事業者に限らず、ブラック企業によく見られる労基法違反です。

・まずは、介護の事業所労働者が置かれている実態から行こうと思います。介護保険サービスが受けられないということですが、人員不足が進んでですね。介護保険サービスを受けられない可能性が出てきています。

・データの出典ですが、『介護職がいなくなる』結城康博（淑徳大学教授）著と、

「平成 30 年介護労働実態調査結果」(介護労働安定センター)・・・これは介護サービスを実施している全国 9100 余りの事業者における状況調査です。あとはですね、「介護労働実態調査結果(2018 年 10 月 1 日～2019 年 1 月 31 日)」(全国労働組合総連合)・・・構成員とする以外の 5800 人余りからデータで寄せて結果にまとめています。最後に日本医療労働組合連合会と言って私たちの上部団体なんですけれども。そこが「2018 年 介護施設夜勤実態調査結果」を 132 施設から回答を得たものから結果をまとめたものになります。

介護現場では深刻な人材不足が起り続けています。それは、介護サービスの供給体制が崩れていることを意味します。



- ・このケアプランは（スライド投影のケアプランを指しながら）、要介護 5 の人なんですけれども在宅で生活をされているということでありまして・・・。1 日 3 回から 4 回の訪問介護を利用しているので訪問介護員を派遣しなければいけない。ですが、訪問介護員が不足しているんで、4 つの事業所からヘルパーが派遣されています。ヘルパーの実人数になるともっと人数が増えてしまうので、ヘルパー同士の引き継ぎとか連携に困難をきたしています。
- ・施設介護でも利用制限ということで、みずほ情報総研というところがですね。全国の 550 特養から回答を得た調査結果をまとめています。今は待機者が多数いますが回答のあった施設のう

ち 143 施設には空床があるそうです・・・、その理由として「人材不足」と回答した施設が 72 もあるという結果になっております。

- ・特養の待機者数（入所順番待ち）が 2016 年 4 月時点で約 36 万人と 2013 年 4 月に比べると 3 割減っています。ですけれども、2015 年 4 月から入所要件が要介護 3 以上になってますので、潜在的な待機者はもっと多いと言われています。
- ・ほっとプラスの代表理事で、『下流老人』を書かれた藤田孝典さんがいます。その方が「相談援助技術、倫理観、優しい気持ちなどを維持できるような労働環境でなくなっている」というふうにおっしゃっています。ただ、これは救いなんですけれども「介護はやりがいのある仕事だと思いますか」という問いにはですね 65%の方が回答されていると。裏を返せば賃金や労働条件が改善されれば、サービスの維持が可能と考えております。

続いて、ブラック企業などにみられる労基法違反の代表的な 3 点を教えてくださいました。

- ・次に違法 3 点セットということで、これは介護福祉現場に限らず、ブラック企業で見られます。「賃金の不払い」と「社会保険の未加入」と「年次有給休暇が取れない」と。
- ・まず賃金不払いですけれども。労基法の話になってしまうんですけれども、法定の労働時間っていうのは決まっております、1 日 8 時間、週 40 時間を超える労働禁止ということですが・・・いわゆるサブロク協定というんですが（労基法 36 条にちなむ）、これを結んで、労働基準監督署に届け出たら割増賃金を払うことで時間外労働や休日労働をさせることができます。けれども、これを払わない事業所はそこから中にあると。

労働基準法

第三十六条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間又は前条の休日に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

・労働時間の定義なんですけれども、使用者の指揮命令下で労働力を提供した時間を言います。指揮命令下の判断基準なんですけれども、問題となる行為がですね「使用者から義務付け」られていて、「余儀なく」されたかということです。

・この対処方法なんですけれども、労働組合に相談をしてもらったらいと思うんです。タイムカードの記録で立証ができない場合には業務日報とかですね、メールの送受信時刻パソコンの立ち上げ等の時間などで明らかになったりするんで・・・ちょっと弱いんですけれども職員が作ったメモが裁判などで証拠として採用されてケースがあるということもあります。

・個人や労使の交渉で解決しなかった場合には、内容証明郵便によって文書で請求とかですね。労基署に申告をすることです。なぜ申告しなければいけないかといいますと・・・国家公務員が減らされているので、労基署の監督官も不足をしていることなんですね。もしこれが申告ではなく「相談」ですと、権限を持った監督官が受け付けてくれないことになります。

・次に社会保険の未加入ということなんです。介護福祉事業所にたまにあるわけなんです。

健康保険と厚生年金は法人格がなくても常時5人以上の従業員を使っている場合には入らないといけないわけですが・・・、社会保険料というのは労使が折半で払わないといけないのでこれを払いたくなくて「加入しない」という事業所が出てきます。

・非正規の場合でも、1週間の所定労働時間および1か月の所定労働時間が同じ事業所の4分の3以上あれば被保険者となります。他にも4分の3未満でも被保険者となる場合もあります。これらの対処方法はですね年金事務所に相談をしていただきたいと思います。

・最後に年次有給休暇・・・年休ともいいますが。これが取れないという相談ですね。発生要件と日数が法律で決まっております、入って半年間の出勤率が8割以上であれば、この年次有給休暇が付与されます。年休は職員からの一方的な要求で成立しまして、使用者側に許諾権はないと法律上なっています。

医労連で増えている相談にパワーハラスメント事案があるそうです。これについても、最近になって改正法が成立した経緯があるため解説をいただきました。「働き方関連法」(2018年)も含め、一見私たちの労働環境が働きやすくなるような取り組みがされているように見えます。しかし、本当に実効性があるのか？をよく見なければいけないことも教えてもらいました。

・最近のパワーハラスメントの相談が多いですよ。今年(2019年)の通常国会で労働施策総合推進法という法律が改正をされまして、初めてパワハラ(パワーハラスメント)の定義が明記されたと。(改正法の)施行日は大企業が2020年6月から、そして中小企業の場合は2022年3月までは努力義務というふうになっております。

・この法律の指針の素案を厚生労働省の労働政

策審議会（労政審）で話しているんですが非常に問題が多いんです。一つはパワハラの定義が狭いこと、あとは使用者に弁解のカatalogを示すような事例が多数記載されていると。私たちも見直せということ言っています。

・職場におけるパワハラは定義ですけれども、職場において行われる優越的な関係を背景にした言動とされています。「業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの」、「労働者の就業環境が害されるもの」ということで、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指導や指示はパワハラに該当しないとされています。

・パワハラには6種類があって

- ① 身体的な攻撃・・・暴行、傷害等
- ② 精神的な攻撃・・・脅迫、名誉棄損等
- ③ 人間関係からの切り離し・・・隔離、仲間外し等
- ④ 過大な要求・・・業務上明らかにできないことや、可能なことを強制等
- ⑤ 過小な要求・・・業務上の合理性がなく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じる等
- ⑥ 個の侵害・・・私的なことに過度に立ち入る等

他にも、「労働者の損害賠償責任」「人員基準違反」といった労働者に過度な負担を負わせるような環境を使用者が課すことがあることも教わりました。介護現場が利用者にとっても働く立場にとっても、基本的人権が守られるようになるためには、やはり知ること、相談をすることが大事だと学ぶことができました。

感想

「介護職・・・本当に複雑です。すごく実感をしています。パワハラもあり得ない。労働時間のこと考えさせられました。行政はもっとはっきりと労働基準法を考えてほしいと思いました。」

「介護職がいなくなる」のテーマは、現在の私の仕事に大きく関係する課題で非常にありがたいと思います。少子化、外国人増加傾向、高齢者で介護職の増加が目立つのが現場でも目立ちます。「なにがづらいのか」に対しては「一人夜勤」「利用者の問題」「ハラスメント」など、現場ではわかっているがなかなか解決できないのが現実である。介護にやりがいを感じている人もかなりの数をあげているが、現場を知る私たちからすれば「世の中がこういったナイチンゲール精神に甘えるな」と言いたい。」

今回は、ベーシックコースの一部を紹介しました。さらに2日目には堀川涼子さん（美作大学生生活科学部社会福祉学科 教授）による「相談援助の理論」・「相談援助の技術」と、藤井宏明さん（福山平成大学福祉健康学部福祉学科 准教授）による「事例検討会①」・「事例検討会②」も行われました。

福祉サービスに係る人権問題に関心を寄せ、解決のために考え行動できる市民を一人でも多く養成する活動を続けていきます。

文章・要約：藤井宏明



リレーコラム

第 17 回

今回のリレーコラムは、当法人理事の片島さんです。

片島さんはこれまで多くの社会貢献活動をしてきました。

その中で何人もの傷ついてきた人たちと出会ってきました。「耐え難い体験は容易ではないが乗り越えることができる」と教えてくれます。福祉サービスの中で人権侵害に遭った人への寄り添い、といった当法人の活動にも大切な示唆を与えてくれます。

レジリエンス

片島 まもる 当法人理事

(心の電話相談員 24 年、犯罪被害者支援 (NPO) 17 年)

最近、レジリエンスという言葉聞いた方も多いと思いますが、「逆境を乗り越える力と」定義されています。「ストレス社会」と言われて久しい今日、私たちを取り巻く環境の変化はめまぐるしく変化しています。心身ともに健康で幸せな人生を歩むには、レジリエンスをいかに高めるかが重要です。紙幅の都合で詳しく述べることはできませんが、レジリエンスとはこういうものかと知っていただけると幸いです。

人は、ストレスフルなライフイベントを経験したり、日常的にストレスにさらされる状況に置かれたりすると、多かれ少なかれ、精神的にダメージを受けます。ストレスイベントは、規模の大きなものから、ごく個人的なものまで幅広く存在しています。例えば大きなストレスイベントには、戦争や地震などの天災があります。東日本大震災においても多くの人々が大切な人や家を失い、非常に深い心理的傷つきを経験しました。また、家族との不和や職場の上司からの叱責、「誰かに悪口を言われた」というような生活の中で体験する日常的なストレスによって受ける精神的ダメージも決して軽視できるものではありません。

このようにわれわれは誰もが、何らかのストレスフルな出来事によって精神的な傷つきを経

験しながら生きています。しかし多くの場合、そのダメージをずっと抱えたまま一生を過ごしていくわけでもありません。はじめは動けないほどの大きな衝撃を受けても、少しずつその傷を回復させることができるからこそ、ダメージを受けても前に進んでいくことができるのです。象徴的例でいうと、阪神淡路大震災においても大きな精神的打撃を受けた人々が、その後間もなく立ち上がり、わずか数年のうちに都市を復興させたことは多くの人の記憶に刻まれています。また人との分かれによる傷つきや失敗によってひどく落ち込んだとしても、多くの人はある程度の時間をかけて立ち直っていくことができるのです。このような、人間の持つ精神的な回復力を表すものとして、レジリエンスという概念があります。レジリエンスの定義はいくつかあり、明確に統一されてはいないのですが、基本的にはストレスフルな出来事や状況の中でも潰れることなく適応し、また精神的傷つきから立ち直ることのできる個人の力を指す場合が多いのです。レジリエンスの概略の説明をさせていただきました。

※参考資料

『レジリエンスは身につけられるか』

平野真理

第 7 回定時総会のご案内

特定非営利活動（NPO）法人としての第 7 回定時総会を下記の日程にて行われます。会員のみなさまには、ご多忙中恐れ入りますがご出席賜りたいと考えております。

NPO 法人福祉オンブズおかやまは法人化から 7 年目を迎えますが、それに加え任意団体設立より 20 年を数えます。このように長きにわたり活躍できましたことも、ひとえに会員をはじめご賛同される皆さまのおかげと感謝しております。今回の定時総会では、役員改選についても議題にあがります。どうか、ご出席賜りますよう心よりお願い申し上げます。

なお、定款に従い、一定数の参加者が総会に要求されます。不参加の場合には、お手数ですが委任状による意思表示をお願いしたいと考えております。

記

日時：2020 年 5 月 23 日（土）10 時 00 分～12 時 40 分

・定時総会 10 時 00 分～11 時 00 分

・記念講演 11 時 10 分～12 時 40 分

場所：きらめきプラザ内ゆうあいセンター研修室

記念講演：竹内昌彦さん

（社会福祉法人岡山県視覚障害者協会理事／社会福祉法人岡山ライトハウス理事長／点字ブロックを守る会代表）

※演題が決まり次第、ホームページ等で公表いたします。

議案：

1. 2019 年度 活動報告
2. 2019 年度 決算
3. 2020 年度活動方針案
4. 2020 年度 予算案
5. 役員改選（第 4 期）